

第555回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年8月8日（火）

午前10時30分

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第2種共同漁業（張網漁業）及び第1種区画漁業（真珠養殖業）の免許について【諮問】

(2) 茨城県資源管理方針の変更について【諮問】

(3) その他

7 閉 会

漁諮問第 9 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

令和 5 年 3 月 9 日付け茨城県告示第 254 号によって公示された方法により公表された霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画に対し、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 69 条第 1 項の規定に基づき、霞ヶ浦漁業協同組合ほか 9 者から別紙のとおり免許の申請があったので、同法第 70 条の規定により意見を求める。

令和 5 年 8 月 3 日

茨城県知事 大井川 和彦



別紙

公示番号	申請者名	申請者住所	申請日	備考
霞北共第 1 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 2 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 3 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 4 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 5 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 6 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 7 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	代表
	麻生漁業協同組合	行方市麻生 163 番地の 1		
霞北共第 8 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 9 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 10 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 11 号	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6	令和 5 年 6 月 27 日	
霞北共第 12 号	潮来漁業協同組合	潮来市新宮 1942 番地	令和 5 年 7 月 26 日	
霞北共第 13 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 5 年 7 月 20 日	
霞北共第 14 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 5 年 7 月 20 日	
霞北共第 15 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 5 年 7 月 20 日	
霞北共第 16 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 5 年 7 月 20 日	
霞北共第 17 号	きたうら広域漁業協同組合	行方市白浜 1570 番地	令和 5 年 7 月 20 日	
霞北共第 18 号	潮来漁業協同組合	潮来市新宮 1942 番地	令和 5 年 7 月 26 日	代表
	常陸川漁業協同組合	神栖市日川 3744 番地		
霞北区第 111 号	戸田真珠有限会社	土浦市菅谷町 1168 番地 3	令和 5 年 7 月 5 日	代表
	清和真珠株式会社	稲敷市羽生 197 番地		
	大湖真珠株式会社	稲敷市幸田 2578 番地		
霞北区第 121 号	柳瀬パール有限会社	土浦市真鍋六丁目 6 番 34 号	令和 5 年 7 月 3 日	
霞北区第 122 号	渡辺幸司	小美玉市小川 1343 番地 25	令和 5 年 6 月 26 日	

【霞ヶ浦北浦海区】漁業権免許審査状況一覧

1 共同漁業

公示番号 霞北共	区分	免許申請者	代表	申請 年月日	総会の特別決議(水協法第50条)				漁業法第71条第1項各号の非該当			
					総会日	総会成立	賛成者数	審査結果	第1号	第2号	第3号	第4号
第1号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第2号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第3号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第4号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第5号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第6号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第7号	団体	麻生漁業協同組合		R5.6.27	R5.4.9	成立	2/3以上					
		霞ヶ浦漁業協同組合			R5.6.20	成立	2/3以上					
第8号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第9号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第10号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第11号	団体	霞ヶ浦漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.20	成立	2/3以上					
第12号	団体	潮来漁業協同組合		R5.7.26	R5.7.2	成立	2/3以上					
第13号	団体	きたうら広域漁業協同組合		R5.7.20	R5.6.25	成立	2/3以上					
第14号	団体	きたうら広域漁業協同組合		R5.7.20	R5.6.25	成立	2/3以上					
第15号	団体	きたうら広域漁業協同組合		R5.7.20	R5.6.25	成立	2/3以上					
第16号	団体	きたうら広域漁業協同組合		R5.7.20	R5.6.25	成立	2/3以上					
第17号	団体	きたうら広域漁業協同組合		R5.7.20	R5.6.25	成立	2/3以上					
第18号	団体	常陸川漁業協同組合		R5.7.26	R5.6.23	成立	2/3以上					
		潮来漁業協同組合			R5.7.2	成立	2/3以上					

2 区画漁業

公示番号 霞北区	区分	免許申請者	代表	申請 年月日	漁業法第71条第1項各号の非該当				備 考
					第1号	第2号	第3号	第4号	
第111号	個別	戸田真珠有限会社		R5.7.5					
		清和真珠株式会社							
		大湖真珠株式会社							
第112号	個別							申請なし	
第121号	個別	柳瀬パール有限会社		R5.7.3					
第122号	個別	渡辺 幸司		R5.6.26					

免許をしない場合(漁業法第71条第1項)

第1号	申請者が次条(法72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
第2号	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
第3号	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
第4号	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

免許についての適格性(漁業法第72条)

個別漁業権の場合(第1項)

第1号	漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
第2号	暴力団員等であること。
第3号	法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
第4号	暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

団体漁業権の場合(第2項)

第2号	その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。
-----	---

漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 （略）

水産業協同組合法（抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三 （略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 （略）

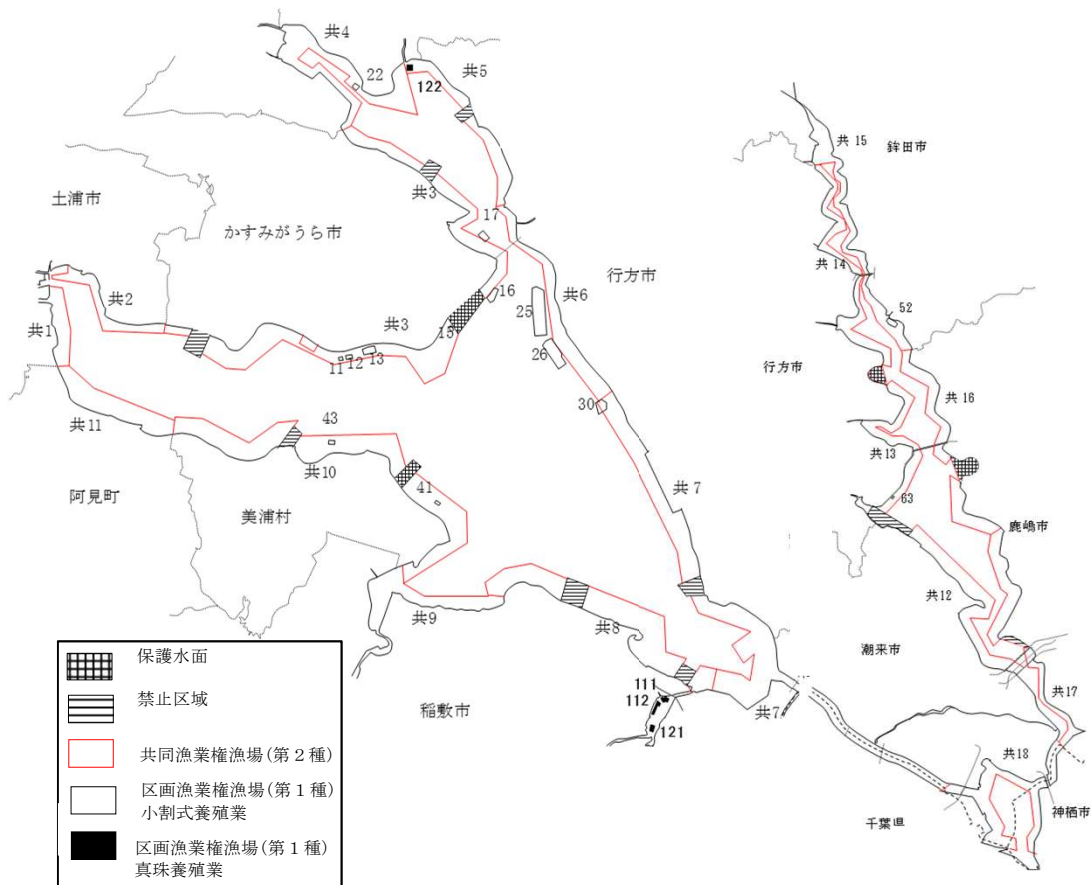
霞ヶ浦北浦海区漁場計画 概要

第1 漁業権に関する事項																			
公示番号(霞北共)		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号
(1) 免許の内容を内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類: 第2種共同漁業 漁業の名称: 大型雑魚張網漁業、小型雑魚張網漁業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで(大型雑魚張網漁業及び小型雑魚張網漁業とも同じ)																	
	イ 漁場の位置	土浦市港町3丁目、蓮河原町及び大岩田地先	土浦市手野町、田村町及び沖宿町地先	かずみがうら市地先	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡五里村地先	小美玉市小川並びに行方市沖洲、羽生、八木崎及び浜地先	行方市浜、玉造甲、手賀、西蓮寺、井上及び荒宿地先	行方市五町田、船子、於下、行方、橋門、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山、牛堀及び上戸並びに稲敷市三島、大島、境島及び本新地先	稲敷市本新、浮島及び西の洲地先	稲敷市三次、飯出、古渡及び倍太古渡並びに旧稲敷郡江戸崎町地先	稲敷郡美浦村地先	稲敷郡阿見町地先	潮来市洲崎、下田、新宮、水原、釜谷及び大生地先	行方市宇崎、白浜、蔵川、新宮及び天掛地先	行方市のうち旧北浦町地先	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村地先	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中及び大字奈良毛地先	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田及び大字鱒川地先	潮来市徳島、福島、日の出及び潮来並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町地先
(2) 制限又は条件	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	あり あり
	表記是正	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
(3) 制限又は条件	船舶の航行を妨げはならない																		
(4) 申請期間	令和5年9月1日																		
(5) 関係地区	令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(6) 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
(7) 関係地区	土浦市	土浦市	かずみがうら市	石岡市及び小美玉市のうち旧新治郡五里村	小美玉市のうち旧東茨城郡小川沖洲、羽生、八木崎、浜、谷島、捻木、若海及び戸沢	行方市浜、玉造甲、西蓮寺、井上、荒宿、藤井及び井上藤井	行方市五町田、今宿、於下、行方、小高、橋門、南、島並、麻生、粗毛及び富田、潮来市永山及び鳥須、牛堀及び上戸並びに稲敷郡東町	稲敷市浮島	稲敷市下馬渡、上馬渡、三次、飯出、岡飯出、古渡及び旧稲敷郡江戸崎町	稲敷郡美浦村	稲敷郡阿見町	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀	行方市矢幡、宇崎、白浜、蔵川、新宮、大掛及び根小屋	行方市のうち旧北浦町	銚田市のうち旧鹿島郡銚田町及び同郡大洋村	鹿嶋市大字志崎、大字武井、大字津賀、大字中、大字奈良毛及び大字和	鹿嶋市大字沼尾、大字須賀、大字爪木、大字大船津、大字根三田、大字谷原、大字神向寺及び大字吾津台	潮来市潮来、日の出、あやめ、辻、須賀、須賀南、曲松、曲松南、小泉、小泉南、新宮、新宮南、古高、大山、下田、延方西、延方東、洲崎、米島、福島、徳島、川尾、前川、宮前、水原、釜谷、大生及び大賀並びに神栖市のうち旧鹿島郡神栖町	
(8) 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
第2 類似漁業権以外の漁業権																			
公示番号(霞北区)		第111号	第112号	第121号	第122号														
(1) 免許の内容を内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類: 第1種区画漁業 漁業の名称: 真珠養殖業 漁業の時期: 1月1日から12月31日まで																	
	イ 漁場の位置	稲敷市浮島地先	稲敷市浮島地先	稲敷市上須田地先	小美玉市小川地先														
(2) 制限又は条件	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正	なし あり	なし あり	なし あり														
	表記是正	あり	あり	あり	あり														
(3) 制限又は条件	施設設置面積	33,900㎡	33,000㎡	20,137㎡	20,000㎡														
(4) 申請期間	令和5年9月1日																		
(5) 申請期間	令和5年6月1日から令和5年7月31日まで																		
(6) 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで																		
(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別	個別漁業権																		
第3 沿岸保全漁場に関する事項	霞北区第112号																		
該当なし																			

霞北区第118号は、漁業権放棄により平成31年4月3日に登録を抹消

霞ヶ浦北浦海区漁場計画 参考図

資料 1 - 3
(参考資料)



第2種共同漁業権(団体漁業権)

第1種区画漁業権(個別漁業権)



公示番号	漁業種類
霞北共第1号	第2種共同(張網漁業)
霞北共第2号	
霞北共第3号	
霞北共第4号	
霞北共第5号	
霞北共第6号	
霞北共第7号	
霞北共第8号	
霞北共第9号	
霞北共第10号	
霞北共第11号	
霞北共第12号	
霞北共第13号	
霞北共第14号	
霞北共第15号	
霞北共第16号	
霞北共第17号	
霞北共第18号	
霞北区第111号	
霞北区第112号	
霞北区第121号	
霞北区第122号	

※第1種区画(小割式養殖業)はR6切替のため省略

令和5年漁業権免許の一斉切替の流れ

第2種共同漁業(張網漁業)・第1種区画漁業(真珠養殖業)

1. 免許期間

平成25年9月1日から令和5年8月31日まで(現在)

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで(次回)

2. 漁業権切替えスケジュール

年度	月	事項	内容	
R 4	4~8月	意向調査 行使実態調査	海 区 漁 場 計 画 免 許	
	6~12月	関係機関調整		関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
	9月	基本方針		関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)
	11月	素案協議		委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	12月	海区漁場計画		委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	1月	委員会諮問		委員会における海区漁場計画案の事前協議
	2月	公聴会		知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)
	2月	委員会答申		公聴会(法第64条第5項)
	3月	決定公示		委員会から知事あて答申
R 5	5月	判断基準	海区漁場計画の公表・公示(法第64条第6項)	
	6~7月	免許申請	判断基準の制定・公表	
	7~8月	審査	免許申請書受付(法第69条第1項)	
	8月	委員会諮問 答申	適格性の審査(法第72条)	
	8月	免許	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申	
	8月	公示	免許状交付(法第69条)	
	9月		県報登載	

「法」は漁業法を示す



水振諮問第 2 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和 3 年茨城県告示第 860 号）を別記のとおり変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項に基づき意見を求める。

令和 5 年 8 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

霞ヶ浦北浦海区において、主要な水産資源である「わかさぎ」、「しらうお」、「てながえび」の資源管理を推進するため、茨城県資源管理方針に霞ヶ浦北浦に係る記載及び当該水産資源ごとの具体的な資源管理方針を追加することとし、別紙のとおり変更するものである。

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1-1) まあじ	(略)
(別紙 1-2) まいわし太平洋系群	(略)
(別紙 1-3) くろまぐろ (小型魚)	(略)
(別紙 1-4) くろまぐろ (大型魚)	(略)
(別紙 1-5) すけとうだら太平洋系群	(略)
(別紙 1-6) するめいか	(略)
(別紙 1-7) まさば及びごまさば太平洋系群	(略)
(別紙 2-1-1) ひらめ太平洋北部系群	(略)
(別紙 2-1-2) やなぎむしがれい太平洋北部	(略)
(別紙 2-1-3) さめがれい太平洋北部	(略)
(別紙 2-1-4) ぶり	(略)
(別紙 2-1-5) いかなぎ太平洋北部 (こうなぎ、めろうど)	(略)
(別紙 2-1-6) まだい茨城県海域	(略)
(別紙 2-1-7) しらいとまきばい茨城県海域 (べー貝、つぶ貝)	(略)
(別紙 2-1-8) ちょうせんはまぐり茨城県海域 (鹿島灘はまぐり)	(略)
(別紙 2-1-9) うばがい茨城県海域 (ほっきがい)	(略)
(別紙 2-1-10) えぞあわび茨城県海域	(略)

(別紙 2 - 2 - 1)

第 1 水産資源

わかさぎ霞ヶ浦北浦海区

第 2 資源管理の方向性

霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。

北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。

なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、人工ふ化放流事業による増殖事業に取り組むとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 2 - 2 - 2)

第 1 水産資源

しらうお霞ヶ浦北浦海区

第 2 資源管理の方向性

霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。

なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 2 - 2 - 3)

第 1 水産資源

てながえび霞ヶ浦北浦海区

第 2 資源管理の方向性

霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。

北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加することを旨とする。

なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

茨城県資源管理方針の変更に係る 新旧対照表（案）

変更（案）	現行方針
<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、<u>内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり</u>、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 （略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の<u>沿岸地域</u>では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が<u>中核的な産業</u>となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 （略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>

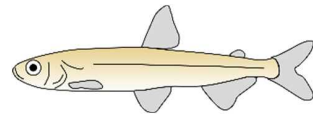
<p>2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-7) (略)</p> <p>(別紙2-1-1) ひらめ太平洋北部系群 (略)</p> <p>(別紙2-1-2) やなぎむしがれい太平洋北部 (略)</p> <p>(別紙2-1-3) さめがれい太平洋北部 (略)</p> <p>(別紙2-1-4) ぶり (略)</p> <p>(別紙2-1-5) いかなぎ太平洋北部 (こうなぎ、めろうど) (略)</p> <p>(別紙2-1-6) まだい茨城県海域 (略)</p> <p>(別紙2-1-7) しらいとまさばい茨城県海域 (ペー貝、つぶ貝) (略)</p> <p>(別紙2-1-8) ちょうせんはまぐり茨城県海域 (鹿島灘はまぐり) (略)</p> <p>(別紙2-1-9) うばがい茨城県海域 (ほっきがい) (略)</p> <p>(別紙2-1-10) えぞあわび茨城県海域 (略)</p> <p>(別紙2-2-1) (新設)</p> <p>第1 水産資源</p> <p>わかさぎ霞ヶ浦北浦海区</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。</p> <p>北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。</p> <p>なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水</p>	<p>(新設)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、<u>認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、人工ふ化放流事業による増殖事業に取り組むとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。</u></p> <p>第 4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p> <p>(別紙 2-2-2)</p> <p>第 1 <u>水産資源</u> <u>しらうお霞ヶ浦北浦海区</u></p> <p>第 2 <u>資源管理の方向性</u> <u>霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。</u> <u>北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。</u> <u>なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</u></p> <p>第 3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。</u></p> <p>第 4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>(別紙 2-2-3)</p> <p>第 1 <u>水産資源</u> <u>てながえび霞ヶ浦北浦海区</u></p> <p>第 2 <u>資源管理の方向性</u> <u>霞ヶ浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。</u> <u>北浦においては、県の資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加することを旨とする。</u> <u>なお、定期的な検証を行い科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</u></p> <p>第 3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則等を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとする。</u></p> <p>第 4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

ワカサギ

資料2-3



(1) 令和4年 県の資源評価 (茨城県水産試験場内水面支場)

水域	霞ヶ浦	北浦
資源の水準と動向	<p>【漁獲量】</p> <p>ワカサギの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p> <p>【CPUE】</p> <p>ワカサギのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 低位 動向 </p>	<p>【漁獲量】</p> <p>ワカサギの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p> <p>【CPUE】</p> <p>ワカサギのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 低位 動向 </p>

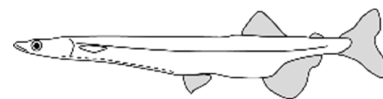
(2) 資源管理の方向性 (案) と考え方について

※下線部…第554回からの変更点

水域	R4県の資源評価		資源管理の方向性 (案)		
	資源水準	資源動向	目標年	目標	
霞ヶ浦	低 位	減 少	令和10年まで	資源動向の増加を目指す。	
北 浦	低 位	減 少	変更後	令和10年まで	資源動向の増加を目指す。
			変更前	当面の間	資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

水域	資源管理の方向性 (案) の考え方
霞ヶ浦	これまで漁業者は親資源の保護など資源管理に取り組んでいるが、資源は減少傾向にあり、近年は夏の高水温による大きな減耗も確認され、資源の減少には環境要因が大きく関与していると考えられる。このため、引き続き資源管理を推進し、令和10年までに「資源動向を増加」に転じさせることを目標とする。
北 浦	現在、資源水準は極めて低く、記録的な不漁となっている。 操業船の減少により漁獲圧は相当低い状況にあるが、資源は減少傾向にあり、近年は夏の高水温による大きな減耗も確認され、資源の減少には環境要因が大きく関与していると考えられる。 このため、当面の間、漁場環境の改善などにより資源の回復に努めるとともに、引き続き資源管理を推進し、令和10年までに「資源動向を増加」に転じさせることを目標とする。

シラウオ



(1) 令和4年 県の資源評価 (茨城県水産試験場内水面支場)

水域	霞ヶ浦	北 浦
資源の水準と動向	<p>【漁獲量】</p> <p>霞ヶ浦</p> <p>漁獲量 (トン)</p> <p>シラウオの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p>	<p>【漁獲量】</p> <p>北 浦</p> <p>漁獲量 (トン)</p> <p>シラウオの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p>
	<p>【CPUE】</p> <p>霞ヶ浦</p> <p>CPUE (kg/隻・時)</p> <p>シラウオの CPUE (トロール 1 隻 1 時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 中位 動向 </p>	<p>【CPUE】</p> <p>北 浦</p> <p>CPUE (kg/隻・時)</p> <p>シラウオの CPUE (トロール 1 隻 1 時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 低位 動向 </p>

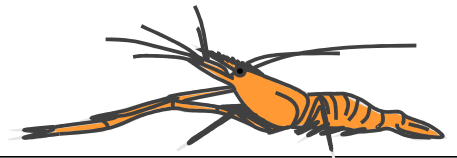
(2) 資源管理の方向性 (案) と考え方について

※下線部…第554回からの変更点

水域	R4県の資源評価		資源管理の方向性 (案)		
	資源水準	資源動向	目標年	目 標	
霞ヶ浦	中 位	増 加	—	中位以上を維持する。	
北 浦	低 位	減 少	変更後	令和10年まで	資源動向の増加を目指す。
			変更前	当面の間	資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

水域	資源管理の方向性 (案) の考え方
霞ヶ浦	近年、資源水準が中位から高位で推移していることから、中位以上を維持することを目標とする。
北 浦	<p>現在、資源水準は極めて低く、記録的な不漁となっている。</p> <p>操業船の減少により漁獲圧は相当低い状況にあるが、資源の減少には環境要因が大きく関与していると考えられる。</p> <p>このため、当面の間、漁場環境の改善などにより資源の回復に努めるとともに、引き続き資源管理を推進し、<u>令和10年までに「資源動向を増加」に転じさせることを目標とする。</u></p>

テナガエビ



(1) 令和4年 県の資源評価 (茨城県水産試験場内水面支場)

水域	霞ヶ浦	北浦
資源の水準と動向	<p>【漁獲量】</p> <p>テナガエビの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p> <p>【CPUE】</p> <p>テナガエビのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 低位 動向 </p>	<p>【漁獲量】</p> <p>テナガエビの漁獲量 (農林水産統計・属人)</p> <p>【CPUE】</p> <p>テナガエビのCPUE (トロール1隻1時間当たりの漁獲量 kg)</p> <p>水準 低位 動向 </p>

(2) 資源管理の方向性 (案) と考え方について

※下線部…第554回からの変更点

水域	R4県の資源評価		資源管理の方向性 (案)		
	資源水準	資源動向	目標年	目標	
霞ヶ浦	低 位	減 少	令和10年まで	資源動向の増加を目指す。	
北 浦	低 位	減 少	変更後	令和10年まで	資源動向の増加を目指す。
			変更前	当面の間	資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。
水域	資源管理の方向性 (案) の考え方				
霞ヶ浦	これまでも漁業者は親資源の保護など資源管理に取り組んでいるが、資源は減少傾向にあり、その要因として、産卵場などとなる水生植物帯の減少や食害生物の増加などの環境要因が大きく関与していると考えられる。このため、引き続き資源管理を推進して、令和10年までに「資源動向を増加」に転じさせることを目標とする。				
北 浦	現在、資源水準は極めて低く、記録的な不漁となっている。 操業船の減少により漁獲圧は相当低い状況にあるが、資源の減少には産卵場などとなる水生植物帯の減少や、食害生物の増加などの環境要因が大きく関与していると考えられる。 このため、当面の間、漁場環境の改善などにより資源の回復に努めるとともに、引き続き資源管理を推進し、令和10年までに「資源動向を増加」に転じさせることを目標とする。				

茨城県資源管理方針の変更に係る海区漁業調整委員会への諮問の概念図

資料2-4

現在の資源管理方針 (令和3年7月27日変更)	変更案	諮問すべき 海区漁業調整委員会
茨城県資源管理方針（本文） ※茨城海区の内容についてのみ記載	茨城県資源管理方針（本文） ※霞ヶ浦北浦海区の内容について追加	茨城海区 霞ヶ浦北浦海区
(別紙1)特定水産資源（TAC魚種） 1-1 まあじ 1-2 まいわし太平洋系群 1-3 くるまぐろ（小型魚） 1-4 くるまぐろ（大型魚） 1-5 すけとうだら太平洋系群 1-6 するめいか 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群	(別紙1)特定水産資源（TAC魚種） 1-1～1-7	(変更なし) 茨城海区
(別紙2)特定水産資源以外の水産資源 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群 2-1-2 やなぎむしがれい太平洋北部 2-1-3 さめがれい太平洋北部 2-1-4 ぶり 2-1-5 いかなご太平洋北部（こうなご、めろうど） 2-1-6 まだい茨城県海域 2-1-7 しらいとまさばい茨城県海域（ペー貝、つぶ貝） 2-1-8 ちょうせんはまぐり茨城県海域（鹿島灘はまぐり） 2-1-9 うばがい茨城県海域（ほっきがい） 2-1-10 えぞあわび茨城県海域 2-2-1 わかさぎ霞ヶ浦北浦海区 2-2-2 しらうお霞ヶ浦北浦海区 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区	(別紙2)特定水産資源以外の水産資源 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群 2-1-2 やなぎむしがれい太平洋北部 2-1-3 さめがれい太平洋北部 2-1-4 ぶり 2-1-5 いかなご太平洋北部（こうなご、めろうど） 2-1-6 まだい茨城県海域 2-1-7 しらいとまさばい茨城県海域（ペー貝、つぶ貝） 2-1-8 ちょうせんはまぐり茨城県海域（鹿島灘はまぐり） 2-1-9 うばがい茨城県海域（ほっきがい） 2-1-10 えぞあわび茨城県海域 2-2-1 わかさぎ霞ヶ浦北浦海区 2-2-2 しらうお霞ヶ浦北浦海区 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区	茨城海区 霞ヶ浦北浦海区

茨城県資源管理方針の変更に係るスケジュール

月	茨城海区	霞ヶ浦北浦海区
7月	21日 第518回 茨城海区 漁業調整委員会 事前協議	14日 第554回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 事前協議
	8日 第519回 茨城海区 漁業調整委員会 諮問（答申）	8日 第555回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 諮問（答申）
8月	中旬 農林水産大臣（水産庁）への変更承認申請 下旬 同 変更承認及び公表	
～3月	各種「資源管理協定」の策定、認可申請（漁業者）	

法令抜粋

漁業法

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

- 2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 資源管理に関する基本的な事項
 - 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
 - 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準
 - 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
 - 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 - 六 その他資源管理に関する重要事項
- 3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

(協定の締結)

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
 - 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
 - 三 協定の有効期間
 - 四 協定に違反した場合の措置
 - 五 その他農林水産省令で定める事項

令和5年度解禁8日間のワカサギの漁模様

(水産加工業者8社の聞き取り調査データ)

1. 1隻あたりの平均漁獲量(kg/隻)

(R5年)		7月21日	7月22日	7月24日	7月25日	7月27日	7月28日	7月29日	7月31日	漁業・養殖業生産統計(農林水産省)	
霞ヶ浦	年	解禁日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	5日間の合計	年間漁獲量(t) 【R4は県合計】
	R1	143.0	148.0	122.8	115.5	175.5	/	/	/	704.8	118
	R2	45.6	39.8	56.5	80.2	78.1	73.9	66.8	/	300.2	72
	R3	29.6	26.4	19.7	23.0	37.4	40.3	30.3	/	136.1	34
	R4	18.6	19.3	20.9	10.7	13.5	11.9	13.3	11.4	83.0	【17】
	R5	9.8	9.1	3.8	5.3	7.0	5.7	6.6	6.0	35.0	-
	最多	20.6	13.4	9.0	16.0	14.8	12.5	13.2	15.0		
	最小	3.0	2.5	1.6	1.3	1.0	0.8	1.1	1.0		

(R5年)		7月21日	7月22日	7月24日	7月25日	7月27日	7月28日	7月29日	7月31日	漁業・養殖業生産統計(農林水産省)	
北浦	年	解禁日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	5日間の合計	年間漁獲量(t) 【R4は県合計】
	R1	19.4	33.9	14.9	4.5	7.1	/	/	/	79.8	1
	R2	10.5	6.6	5.0	4.4	3.0	14.5	4.6	/	29.5	1
	R3	1.7	1.4	1.4	3.0	6.0	2.5	3.0	/	13.5	1t未満
	R4	2.3	荒天(強風)	3.4	2.9	3.0	4.7	4.0	2.6	11.6	【17】
	R5	4.5	3.5	3.1	3.2	2.9	4.0	4.1	3.9	17.2	-
	最多	7.0	5.4	6.8	5.5	3.5	7.3	7.0	5.8		
	最小	2.7	2.5	1.6	1.6	2.5	1.5	1.6	3.0		

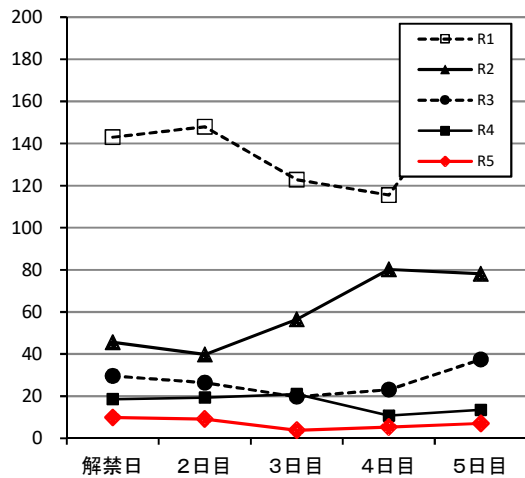
・令和元年の解禁日は日曜日。

・令和3年の解禁日は水曜日。

2. 解禁日から5日間の平均漁獲量の推移

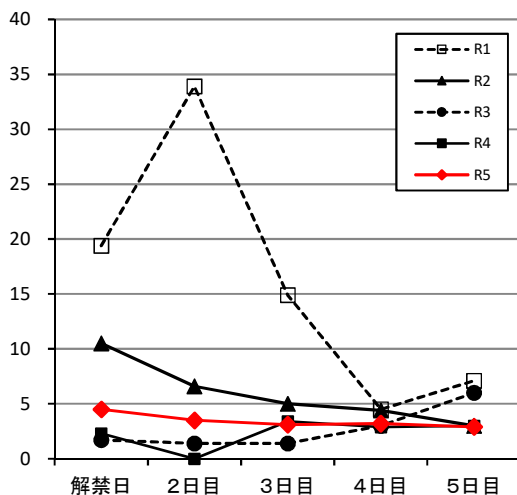
(1) 霞ヶ浦 (水産加工業者4社のデータ)

単位: kg/隻・日



(2) 北浦 (水産加工業者4社のデータ)

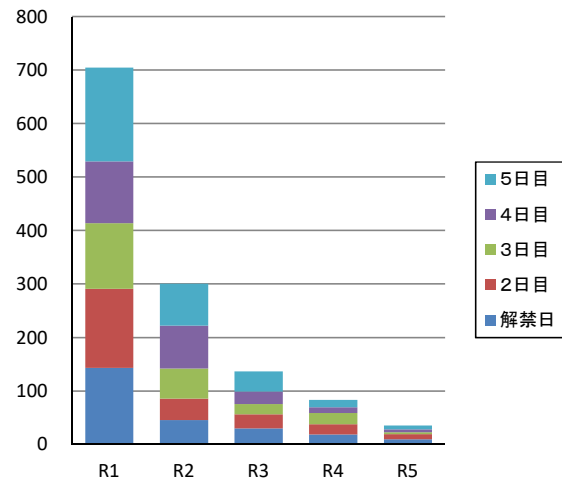
単位: kg/隻・日



3. 解禁日から5日間の1隻あたりの合計漁獲量

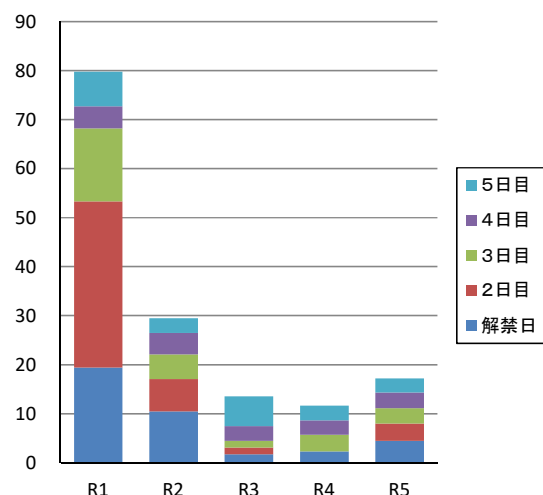
(1) 霞ヶ浦 (水産加工業者4社のデータ)

単位: kg/隻・5日間



(2) 北浦 (水産加工業者4社のデータ)

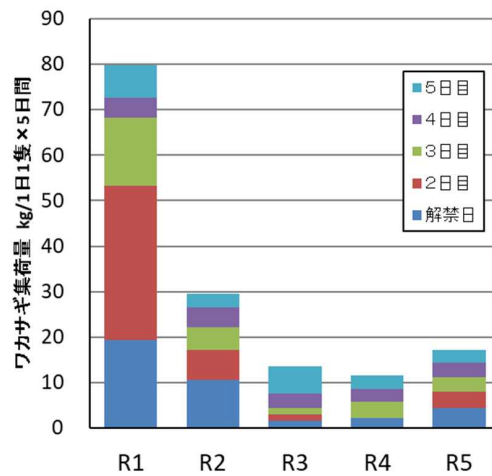
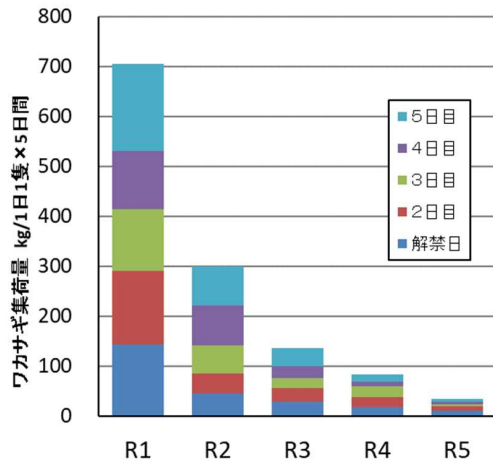
単位: kg/隻・5日間



R5年度トロール漁のワカサギ漁獲状況について

【霞ヶ浦北浦水産事務所による加工業者への聞き取り結果】

(1) 霞ヶ浦 (水産加工業者4社のデータ) (2) 北浦 (水産加工業者4社のデータ)



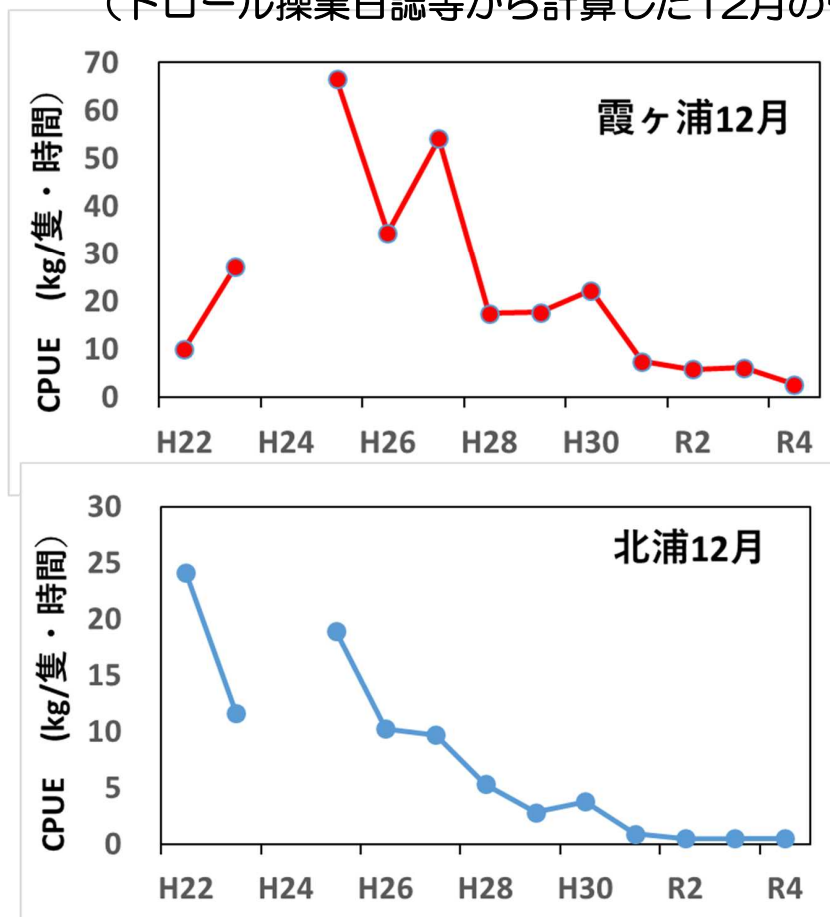
【漁業者からの聞き取りによる漁獲状況 (霞ヶ浦)】

7月の平均1隻1時間当たりの漁獲量 (kg/隻・時間)

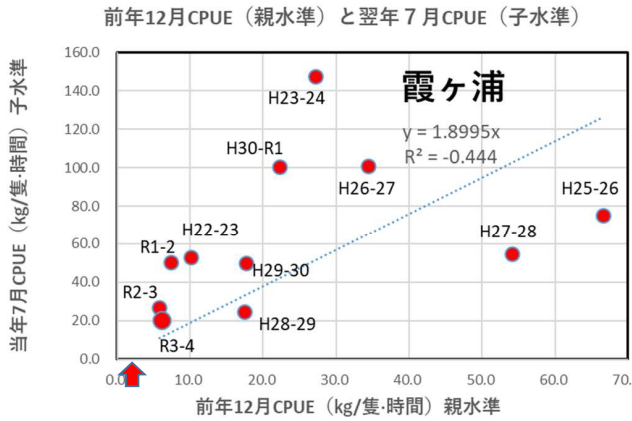
	R4年	R5年
ワカサギ	15.1	7.4
シラウオ	21.5	12.9

ワカサギ親魚の資源水準

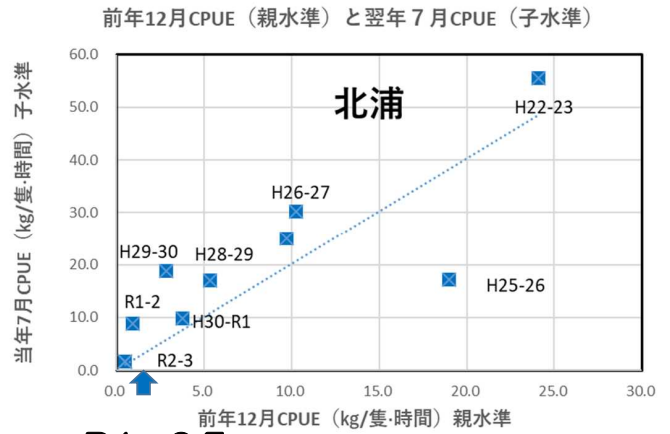
(トロール操業日誌等から計算した12月のワカサギのCPUE)



ワカサギにおける親の資源水準（前年12月CPUE）と子の資源水準（当年7月CPUE）の関係



R4 : 2.7

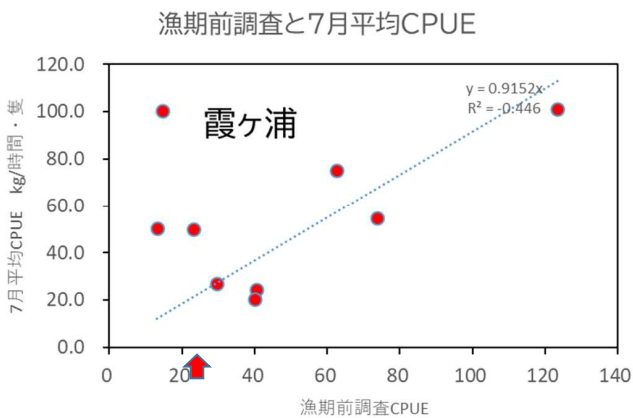


R4 : 0.5

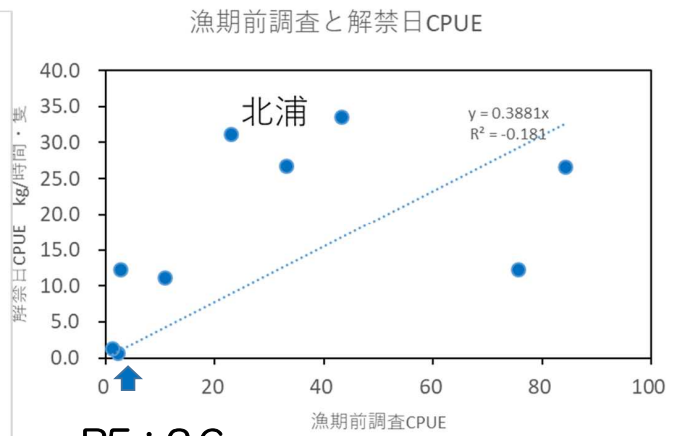
R5年7月のトロールの操業状況
聞き取り結果からの平均値

霞ヶ浦	7.4kg/時間・隻
北 浦	2.4kg/時間・隻

ワカサギ漁期前調査結果と7月の漁模様との比較



R5 : 21.4

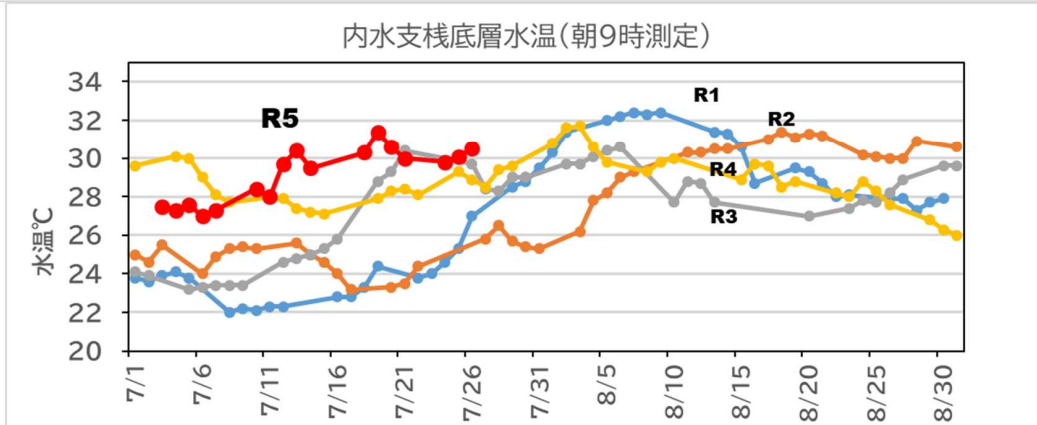
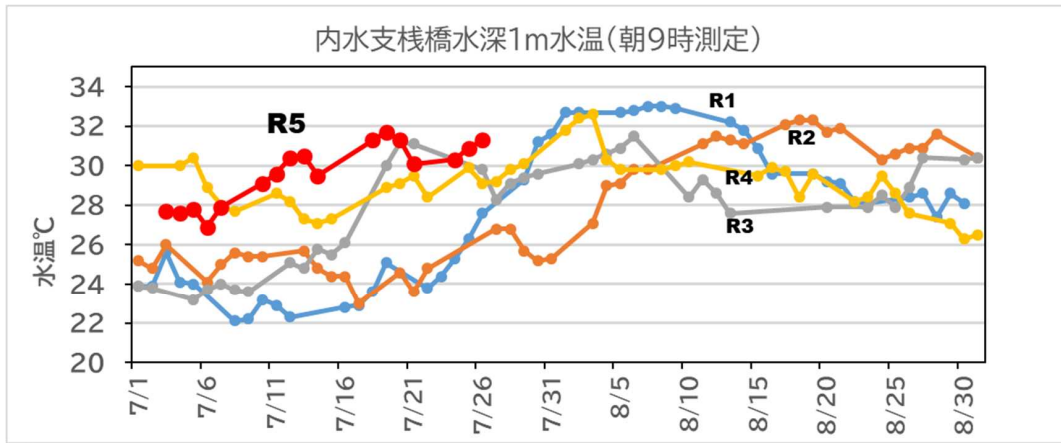


R5 : 2.6

R5年7月のトロールの操業状況
聞き取り結果からの平均値

霞ヶ浦	7.4kg/時間・隻
北 浦	2.4kg/時間・隻

霞ヶ浦の湖水水温 (内水支の栈橋での水温)



北浦不漁対策検討会取りまとめ概要

不漁要因と対策の考え方

- 北浦不漁対策検討会では、北浦における近年の急激な漁獲量減少につながった**短期的な要因**に加え、昭和50年代から続く漁獲量の減少傾向に対応するため、**長期的な要因**についても対策を検討した。
- 不漁・資源減少の要因として**6つの要因に着目**し、他湖沼での実施事例を参考に対策案としてとりまとめた。

要因と対策の方向、対策案

①湖底層の貧酸素化・底質の悪化

- ・夏季の水温成層時に底層に貧酸素水塊が発生し、逃避場所が消失。
- ・底層に栄養分が堆積し、底層環境中の生物に悪影響。

対策案

- | | |
|------------|-----------------|
| 1：流入負荷量の削減 | 5：魚礁の整備 |
| 2：覆砂 | 6：河川由来の流入負荷量の削減 |
| 3：湖底耕うん | 7：環境改善剤による浄化 |
| 4：酸素投入 | |

②水生植物帯の減少

- ・湖岸堤整備等の要因により水生植物帯が減少。
- ・コイ・フナ、テナガエビ等の生息・産卵場が減少。初期餌料に影響。

対策案

- 1：水生植物帯造成
- 2：沈水植物帯の再生

③湖岸形状の変化による前浜の減少

- ・護岸への波あたりと洗堀作用から前浜が減少。
- ・ワカサギ・シラウオの産卵適地が減少。

対策案

- 1：人工の前浜造成
- 2：流入河川河口導流堤による砂浜再生

④水温上昇

- ・夏季の高水温の継続によりワカサギの資源量が減少。
- ・湖内の表層から底層まで高水温となり、逃避できる場所が消失。

対策案

- 1：流入河川等避暑水域の確保
- 2：高水温に耐性のある魚種の増大

⑤外来魚等の捕食魚の増加

- ・アメリカナマズ等魚食性外来魚の食害により水産資源に影響。
- ・魚食性魚であるスズキの増加を確認。

対策案

- 1：外来魚等の駆除・利用促進
- 2：魚礁の整備

⑥周辺水域とのつながりの遮断

- ・流入河川的环境変化によりワカサギの産卵場や逃避場機能が喪失。
- ・堤脚水路や農業用水路と湖とのつながりが遮断。

対策案

- 1：流入河川の産卵環境の改善
- 2：水田等周辺水域の水産生物の産卵・育成場としての利用